

8.【まとめ】

関係者の皆様に取り組んでいただきたいこと

- 公的役割を担う建設業を持続可能な産業とするため、技能者の賃金を原資とした低価格競争をしている現状を、生産性の高さと、技能者の処遇を確保した上での価格による健全な競争へ変わるようにしていきたい。
- このためには、建設工事の取引に関わる全ての当事者が、パートナーシップに基づき、それぞれの立場において担うべき役割を果たし、責任ある行動をとることが求められる。

- 建設業者は、
 - ・ 労働者に払う賃金の原資は競争の対象にしない、という認識を持っていただきたい（※生産性向上により短い時間・少ない人数で施工する試みは歓迎される）。また、労務費・賃金について「もらえないから払えない」「もらったら払う」といった従前の姿勢を抜本的に改め、「払うためにもらう」商慣行が確立できるよう、主体的に取り組むことが強く期待される。
 - ・ そのため、総価一式ではなく、労務費等を内訳明示した見積書での価格交渉・書面での契約締結、自主宣言を行う取引先の優先選定等、新たな商習慣を実践していただきたい。現場社員にも徹底いただきたい。
 - ・ 将来の担い手確保・若者入職促進に向け、建設業の厳しい労働環境と、CCUSレベルに応じた適正な賃金を払っていただきたい。このため、レベル判定受検などCCUSの一層の活用拡大をお願いしたい。
- あわせて、建設サービスの供給が滞らないようにする観点からは、労務費等の適正な確保は前提としつつ、総額としての建設コストの上昇を抑える努力も必要であり、建設業界として、予算措置も活用しつつ、生産性の向上及び過度な重層下請構造の解消に自律的に取り組むことを期待したい。

- 発注者（注文者）におかれても、
 - ・安易に安価な発注を行うことは、建設業の持続可能性を損なうこととなり、結果として持続的な安定発注という発注者利益をも損なうことを念頭に、安ければいいという認識ではなく、パートナーシップを持っていただいて、労務費をしっかりと支払っていただきたい。（見積書に記載された労務費・必要経費を値切る行為は建設業法違反となりうる。）
 - ・あわせて、
発注段階における十分な見積期間の確保及び精度の高い設計図書等の提示により、受注者が見積書を作成しやすい環境を整えるべきこと、
価格交渉の中で受注者からの見積書の尊重による労務費等の適正な確保と書面での契約締結を行うこと、
施工段階において設計変更が生じた場合の適切な契約変更を行うこと、
など、注文者・受注者双方の合意にもとづく対等な立場での契約を締結する商慣行の実践を期待したい。調達担当者にも徹底されたい。
 - ・特に、公共発注者をはじめ、反復継続して工事を発注する主体においては、コミットメントの活用など、発注者としてできる取組の実践をご検討いただきたい。